

事務連絡
令和5年4月6日

各障害児通所支援事業所設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、報酬告示(※1)において、指定基準(※2)で必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できることとされております。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける児童指導員等加配加算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました(指摘事項は別紙1のとおり)。

つきましては、厚生労働省から別紙2のとおり、「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関する Q&A」が示されましたので、内容について御確認いただき、適切に加算を算定いただきますようお願いいたします。

また、児童指導員等加配加算の届出様式について、別添のとおり、「児童発達支援管理責任者の員数」を記載することとしましたので、今後、届出の際は御留意いただきますようお願いいたします。

- ※1 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)
- ※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係 福留
TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187
※本届出については各地方局地域福祉課へお問合せください。